（四十）　農業用施設災害復旧事業費補助
（四十一）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（四十二）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。）
（四十三）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（この省令の施行の際現に除染と一体的に農地整備事業を実施している地区に係るものに限る。）
（四十四）　農地災害復旧事業費補助
（四十五）　農地・水保全管理支払交付金
（四十六）　林道施設災害復旧事業費補助
（四十七）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（四十八）　国内立地推進事業費補助
（四十九）　河川等災害関連事業費補助
（五十）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十一）　観光関連復興支援事業費補助金
（五十二）　港湾施設災害関連事業費補助
（五十三）　社会資本整備総合交付金（効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路無料措置に係るものに限る。）
（五十四）　住宅施設災害復旧事業費補助
（五十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（五十六）　都市災害復旧事業費補助
（五十七）　東北観光復興対策交付金
（五十八）　循環型社会形成推進交付金（いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係るものに限る。）
（五十九）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）

四

（一）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金
（二）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金
（四）　道路法第五十六条の規定による補助金
（五）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（六）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。）
（七）　水産基盤整備事業費補助
（八）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（九）　水産資源環境整備事業費補助
（十）　水産物供給基盤整備事業費補助
（十一）　農業・食品産業強化対策推進交付金（三の項（三十八）に掲げるものを除く。）
（十二）　農業・食品産業強化対策整備交付金（三の項（三十九）に掲げるものを除く。）
（十三）　農山漁村地域整備交付金（三の項（四十二）に掲げるものを除く。）
（十四）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（三の項（四十三）に掲げるものを除く。）
（十五）　社会資本整備総合交付金（三の項（五十三）に掲げるものを除く。）
（十六）　循環型社会形成推進交付金（三の項（五十八）に掲げるものを除く。）

○経済産業省令第六十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条第三項及び第七項並びに電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の二第一項の規定を実施するため、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

電気関係報告規則の一部を改正する省令

第一条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第八号を第十一号とし、第一号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第四号の前に次の三号を加える。

一　「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。

二　「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ　一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差

ロ　一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

ハ　一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

三　「インバランス料金算定係数」とは、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第二号に掲げる値をいう。

第二条の表に次の二号を加える。

七　電力取引報	様式第十一の表ごとに別表の報告対象者の欄に掲げる者	様式第十一	様式第十一の表ごとに別表の報告期限の欄に掲げる期限	委員会
八　卸電力取引所報	卸電力取引所	様式第十二	翌日十五時	委員会

第三条第二項本文中「様式第十一」を「様式第十三」に改め、同項ただし書中「様式第十一」を「同様式」に改める。

本則に次の一条を加える。

（卸電力取引所の会員の変更の報告）

第六条　卸電力取引所は、卸電力取引所の会員に変更があつた場合には、遅滞なく、様式第十四の取引会員情報を委員会に報告しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称			
第一表　販売電力量・契約口数	報告対象者	小売電気事業者	報告期限	翌々月十五日